

[事案 29-110] 入院給付金支払請求

・平成 30 年 2 月 20 日 裁定終了

<事案の概要>

約款に定める「入院」に該当しないとして給付金の支払いを拒否されたことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

高血圧および脊柱管狭窄症により約 3 か月入院したため、平成 8 年 8 月に契約した医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、約款に定める「入院」に該当しないとして支払いを拒否されたが、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1)一人暮らしをしており、腰や肩の痛み、高血圧による胸や頭の痛みが続き、腕も動かしにくくなった。
- (2)医師の管理下において、入院診断計画書に従い真面目に治療に専念しており、本入院は約款に定める「入院」に該当する。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、本入院は約款に定める「入院」には該当しないことから、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)入院初日より申立人のADL（日常生活動作）に問題はない。
- (2)治療内容は、安静、投薬、食事療法、理学療法のみである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本入院は約款で規定される「入院」に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。